会 議 録

会議の名称	令和2年第1回弘前市国民健康保険運営協議会
開催年月日	令和2年4月17日(金)
開始・終了時刻	午後2時00分から午後2時50分まで
開催場所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室
議長等の氏名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 島 浩之
出 席 者	被保険者代表:委員 丹藤恵子 委員 飛内典子 委員 木村美代子 委員 福島憲一 保険医又は保険薬剤師代表: 委員 今村憲市 委員 竹澤俊之 委員 前田淳彦 公益代表: 委員 島浩之(会長) 委員 工藤繁廣 委員 阿保鉄幸 被用者保険等保険者代表: 委員 工藤一男
	保険医又は保険薬剤師代表:委員 東野博
大 席 者	公益代表: 委員 太田俊逸 被用者保険等保険者代表: 委員 和田弘男 委員 大谷幸男
事務局職員の 職 氏 名	健康こども部長:三浦直美 国保年金課長:田中知巳 国保年金課長補佐:葛西正樹 国保年金課主幹兼国保保険料係長:伴英憲 国保年金課主幹兼国保給付係長:三上真一 国保年金課国保健康事業係主幹:三上淨子 国保年金課国保健康事業係長:川畑和之
会 議 の 議 題	 ・諮問事項 (1) 国民健康保険料の基礎賦課分、介護納付金分に係る賦課限度額を改定すること。 (2) 新型コロナウイルスに係る傷病手当金を支給すること。 ・報告事項 (1) 政令改正に伴う条例改正について (2) 第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データへルス計画)事業評価報告
会 議 結 果	・市長からの諮問事項について、異議なく諮問どおり改定する ことを適当と認める答申とした。

・政令改正に伴い法定軽減が拡充となり、条例も改正となるこ とを報告。 ・第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス 計画) の平成30年度実施分事業評価を報告。 • 令和 2 年第 1 回弘前市国民健康保険運営協議会次第 諮問書の写し ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について (通知) の写し ・基礎賦課限度額及び介護納付金分賦課限度額の改定内容 ・賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手 当金の支給等についての写し 会議資料の名称 ・新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療に おける傷病手当金の対応についての写し ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について (通知) の写し ・法定軽減基準の改正内容 ・第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス 計画) 1 開 会 2 会長挨拶 3 健康こども部長挨拶 4 協議事項(諮問事項) 5 報告事項 6 閉 会 4 協議事項(諮問事項) 【以下、事務局からの説明、質疑等の概要】 (1) 国民健康保険料の基礎賦課分、介護納付金分に係る賦課 限度額を改定すること。 (議長(会長)) 理事者の説明を求めます。 (事務局) 今回の改定は、「諮問事項資料1」のとおり、国民健康保険法 施行令の一部改正に準じたものであり、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円、介護納付金に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げをしようとするものです。

「諮問事項資料2」は今回改定する部分を含めた賦課限度額全体の内容を記載した資料です。今回改正する賦課限度額は、基礎賦課額、つまり国民健康保険に加入している被保険者の方の医療に充てられる保険料分と介護保険2号被保険者に割り当てられる介護納付金分です。

後期高齢者支援金分につきましては、今回は据置きし、3つの区分の合計賦課限度額を、96万円から99万円の引上げを しようとするものです。

世帯ごとに最大で99万円賦課されることとなります。

「諮問事項資料3」は、今回の改正に伴う影響世帯数等についての資料となっています。

(議長(会長))

以上の説明に対する質疑はありますか。

<全委員質疑なし>

(議長(会長))

質疑がないので採決します。

諮問のとおり答申することに異議ありませんか。

<全委員異議なし>

(議長(会長))

異議がないようですので諮問のとおり答申することに決定しました。

(2) 新型コロナウイルスに係る傷病手当金を支給すること。

(議長(会長))

理事者の説明を求めます。

(事務局)

「諮問事項資料4」は国が市町村に対し、新型コロナウイルスに係る傷病手当金を支給することについて、検討を依頼する

文書です。

これを受け、市として傷病手当金を支給するにあたり、条例改正や補正予算案を提出するため、諮問したものです。

「諮問事項資料5」は、今回の傷病手当金の内容になります。

- ・対象者:事業主から報酬を得ている方のうち、新型コロナウ イルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があ り感染が疑われる方。
- ・対象期間: 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間。
- ・支給額:直近3カ月の 給与収入の合計額と就労日数で1日 分の給与を算出し、1日分の給与×(2/3)× 日数で計算した額。
- ・適用期間:令和2年1月1日から9月30日まで。(条例改正 後に1月1日までさかのぼって実施。入院が継続 している場合は、最長1年6ヶ月間は対象。)

(議長(会長))

以上の説明に対する質疑はありますか。

<全委員質疑なし>

(議長(会長))

質疑がないので採決します。 諮問のとおり答申することに異議ありませんか。

<全委員異議なし>

(議長(会長))

異議がないようですので諮問のとおり答申することに決定しました。

(事務局)

本協議会からの答申を受け、条例改正等の手続きを進めます。

5 報告事項

(事務局)

報告事項について説明します。

(1) 政令改正に伴う条例改正について【報告事項資料1・2】

国民健康保険法施行令(政令)の一部改正により、低所得者に対する国民健康保険料の軽減について、軽減該当となる所得判定基準の改正が行われました。国の改正により、市の条例を改正しなければならないため、諮問事項ではなく、報告事項として説明します。

低所得者に対する軽減は7割・5割・2割の3つの基準がありますが、今回は5割・2割の軽減基準を改正します。

5割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が28万円だったのが28万5千円に5千円拡大され、2割軽減の基準は、これまで51万円だったのが52万円に1万円拡大されます。

(事務局)

以上の説明に対する質疑はありますか。

(竹澤委員)

令和元年度の収納率は?

(事務局)

現年度分は5月末まで徴収が続くため、令和元年度の収納率 は未確定です。現時点では若干、前年度を上回る形で、収納し ている状態です。

(竹澤委員)

収納率を上げるため、頑張っていただきたいと思います。

(2) 第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画 (データへルス計画) 事業評価【報告事項資料3】

データヘルス計画は、健診データや医療情報を活用して、健康課題を明確にしたうえで、PDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)により効果的・効率的な保健事業を実施するための計画です。

令和元年度の事業評価は平成30年度実施分を評価しました ので、報告します。

・弘前市の現状(1人当たりの医療費・介護費) 平成29年度の県内順位は国保が21位、後期が8位、介護 が27位。1人当たりの医療費は国保が26万円、後期が 80万円、介護費が31万円。 • 特定健康診査

達成。

- 平成30年度の受診率は34.6%で目標の34%を達成。
- 特定保健指導平成30年度の実施率は45.4%で目標の36.5%を
- 高血圧重症化予防事業

平成30年度特定健診受診者で、Ⅲ度高血圧者(収縮期血圧が180以上または拡張期血圧が110以上)のうち未治療者割合の減少を目標設定。

目標42.8%に対し、実績は48.7%。

平成30年度特定健診受診者で、高血圧者(収縮期血圧が 140以上または拡張期血圧が90以上)の割合を目標設定。 目標31%に対し、実績は30.8%。

目標を達成できなかった理由としては、特定健診受診者が増加することによって対象者が増えているということと、初めて健診を受けられる方は健診結果が良くない傾向があり、Ⅲ度高血圧者が増えていると分析。

• 糖尿病腎症重症化予防事業

平成30年度特定健診受診者で、糖尿病者(HbA1cが6.5以上)の割合目標が9.5%に対し、実績が10.4%。糖尿病未治療者が治療に結び付いた割合目標が75%に対し、実績が64.8%。

目標を達成できなかった理由として、特定健診受診者の増加により糖尿病者が増えたことや、訪問しても不在者が多く、 勧奨できなかったため。また、糖尿病の初期は無症状であり 受診の必要性を理解してもらうためには、数回の支援が必要 だったためと分析。

・県からの意見も踏まえて、今年度取り組んでいく。

(事務局)

以上の説明に対する質疑はありますか。

(今村委員)

弘前市の特定健診受診率を上げるため、医師会の会員に対し、 1か月に1医療機関あたり2人以上は受診を勧めて欲しいと強 くお願いしている。1施設2人だとすれば、80医療機関だと しても1か月で160件なので、年間で1,800件くらい受 診者数の増加が見込まれる。

その他必要事項

会議は公開。